# 教育厚生委員会会議録

日 時 平成30年3月8日(木) 開会時間 午前10時02分

閉会時間 午後 2時27分

場 所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 望月 利樹

副委員長 山田 七穂

委員 皆川巖 石井脩德 白壁賢一 桜本 広樹

乙黒 泰樹 古屋 雅夫 安本 美紀

委員欠席者なし

説明のため出席した者

教育長 守屋 守 教育次長 若林 一紀

教育監 渡井 渡 教育監 奥田 正治

教育委員会次長(総務課長事務取扱) 末木 憲生 学力向上対策監 佐野 修

福利給与課長 諏訪 桂一 学校施設課長 望月 啓治 義務教育課長 嶋﨑 修

高校教育課長 手島 俊樹 高校改革·特別支援教育課長 成島 春仁

社会教育課長 岩下 清彦 スポーツ健康課長 前島 斉 国体推進室長 三井 勉 学術文化財課長 百瀬 友輝

#### 議題

(付託案件)

※第11号 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例中 改正の件

請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めることについて

(調査依頼案件)

※第21号 平成30年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続

費及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案

に賛成すべきものと決定した。

また、請願第29-10号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時02分から午後2時27分まで(午前11時44分から午後1時29分まで休憩を

はさんだ)教育委員会関係の審査を行った。

## 主な質疑等教育委員会関係

# ※調査依頼案件

※第21号 平成30年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条 継続費及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(読解力・記述力向上推進事業費について)

桜本委員 教の23ページ、教育指導費の中の読解力・記述力向上推進事業費についてお伺いをいたします。

この中で、全国学力・学習状況調査応用問題に対応できると具体的な記述があるのですが、この事業に取り組む山梨県の教育実態という背景、それに伴う、どのような背景、目的があるのか、ご説明願います。

嶋﨑義務教育課長 全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、本県の児童は、さまざまな文章を読んだりとか、 目的に応じて適切に記述する力が弱いことがわかりました。

> そこで、児童・生徒が興味を持てるような題材ということで、身近にある新聞を考えました。 児童が新聞記事を正確に読み取り、自分の体験等に照らし合わせながら記述することによって読む力や書く力の育成を図りたいと考えているところです。

桜本委員 新聞記事を扱うということでありますが、例えば対象にする学年だとか、そうした成長の度合いによって科目も小・中学では若干変わってきます。どんな科目で、この新聞を教材として考えているのでしょうか。

嶋﨑義務教育課長 新聞ですから文字を扱うことが多くなります。このため、国語が中心になると思いますが、 扱い方によっては理科や社会でも使えると考えております。

県としましては、特定の教科に限定されることなく、先生方が幅広く工夫して使っていただけるようなことを考えております。

なお、学年につきましては、漢字等もありますので5、6年生を少し対象に考えています。

桜本委員 新聞といっても、幅広い新聞社の独自の紙面の書き方があります。地方紙もあるし、全国紙もある。中には、よく言われるように右系統の新聞、あるいは左系統の新聞というように、どこの新聞社に当てるかということも非常に大事な要素になります。それによって、例えば捉え方によっては、記事の内容によって考え方だとか、思考だとか、あるいは今の社会における状況だとか、その新聞社の考え方によってもまちまちだと思います。

そういった新聞社の選び方、あるいはバランスというのはどのように考えているのですか。

嶋﨑義務教育課長 特に新聞社を限定するような構想は持っておりませんが、地域性でいうと山日新聞あたりが 中心になると考えております。あまり政治色だとか、宗教色でないような偏りは考えていきたい と思いますが、かといって一つの意見に左右されることなく、いろいろな意見や考え方がある中 で自分自身の考えを持ってもらうようなことを少し考えております。

桜本委員 ワークブックという形で、取り上げる内容もさまざまであります。例えば国語では、どういう ふうな考え方を持つのか。理科、社会、あるいは統計だとか、算数、数学における、そういった もの。あるいは歴史観なんかも、その中には新聞ですから、新聞もいろいろなテーマの中で、1 日、1日の新聞記事があるのですが、記事はどういうふうな科目に照らし合わせていきたいと思っているのですか。

嶋﨑義務教育課長 先ほど答弁しましたように、国語が中心になると想定されますが、それだけに限定されるよ

うなつもりは持っておりません。

例えば、記事の内容を正確に読み取って、自分であればどういう見出しやタイトルをつけるのかとか、あるいはグラフだとか、写真があるもの、それと記事をあわせて要約をどのようにするのかとか、そんなことも取り上げております。

また、意見が分かれるような内容に対してグループディスカッションをして、自分の考えと違うものとをどういうふうに理由をつけるかとか、あるいは自分の考えと違うグループだけど、その立場から考えるとどうかというようなことも考えられますので、幅広く使っていただきたいと考えているところでございます。

桜本委員

一般的に、教員がそれぞれの考えのもとで新聞の扱い方、教材としての使い方の中で、教師の 思想だとか、そういったものも子供の中に、やり方によっては入ってしまう。そういった中で、 ちょっとこれは行き過ぎではないかとか、あるいはこういう使い方のほうがもっと導きやすいの ではないかというような、新聞記事の教材の扱い方に対する開かれた議論の場というか、チェッ クというのですか、考え方というものを広くみんなで議論し合うという、記事を選定する前の機 関というか、そういった場所はないのですか。

鳴﨑義務教育課長 時々、新聞等でイデオロギーや政治的な扱いが問題になりますが、そういったことを防ぐ意味からも、新聞を使った学習というのは、こういう意義や狙いがあるということをワークシート、あるいはモデルプランを使って説明していきたいと考えているところです。

また、今、委員から出ましたように、扱う途中で、研修会等の中でも、実際に新聞を扱う内容を入れまして、どういうところに留意したらいいのかとか、どういうまとめ方、あるいは考え方を導いたらいいのだろうかということについて、教員も研修を深めていきたいと考えているところでございます。

桜本委員 心配するところは、もう1点、現場の教職員の方の負担等。

今、非常に学校の先生の現場における過労と働き過ぎだということについて、この分野における作業量としては、事務量というのですか、どんなふうに考えられていますか。その部分、影響が出てくるのか、全く心配ないのか、お答えいただけますか。

鳴﨑義務教育課長 新しい学習指導要領が2020年、そして、中学校は2021年から始まりますけれども、この中では、新聞を活用した学習ということが提唱されております。これを先生方が一からワークシートをつくったりとか、あるいはいろいろな研修に出たりというのは大変ですので、今回は、そのあたりに手厚く先生方のお役に立てるように、県でワークシートをつくるような構想でおります。

また、動画等を使ってモデルプランも示しますので、実際に学校を離れた研修でなくても、その場で参考にすることができますので、こういった意味で多忙化解消を図っていきたいと考えているところでございます。

桜本委員 今、動画までという部分も考えられるというようなことで、この予算の中でできるのかは別として、新しい分野というか、教師に、あるいは子供たちにとってもなじみのないものがスタート するわけですから、ぜひ慎重に進めてください。

(学力向上総合対策事業費について)

次に、そのページの6番、中学生英語力向上サポート事業についてお伺いいたします。

私も9月の議会で、大学入試に民間の試験が入ってくるということで、高校の英語教育、中学の英語教育というものは、やはり民間的なものに考えを合わせていかなければならないということも話をしてきたわけですが、今回、英語力の向上ということで、英検3級以上を受験する中学3年生の検定費に対して半分をサポートするということですが、現状、中学3年生がどのくらいの取得率なのか、データはございますか。

嶋﨑義務教育課長 平成28年度の文科省の調査では、本県の中学3年生の英検取得率は、約16%です。あわせて文科省では、受験はしていないけれども英語3級程度の同等の学力を持ったと見込まれる生徒の割合も公表しておりまして、これを合わせますと、約30%の生徒が英検3級程度の実力があると公表されております。

桜本委員 対象の生徒は、どのような中で積算をされているんですか。

嶋﨑義務教育課長 文科省では、第2期教育振興基本計画というものがありまして、この中で中学校卒業までに 英検3級程度の実力を持つ生徒を、約50%育てていきたいということを目標としております。 これを踏まえまして、平成30年度の中学3年生の2分の1ということで積算させていただきました。

桜本委員 県では積算できているということですが、市町村の中でも非常に興味を持って以前から進んでいるところ、あるいは全く度外視しているところがあるかと思うのですが、県のほうでは市町村の教育委員会の、現在の状況等をどんなふうに把握されておりますか。

鳴﨑義務教育課長 各市町村に聞き取りを行ったところ、県内27市町村中21市町村が実施の意向を示しております。

を果的に英語の学力を上げていくという、そういった中の予算であります。市町村において、 やはり一緒に、歩調を合わせてもらうということも大事ですし、市町村によっては、大小あると 思うんですね、数百人の規模のところ、数人のところというように。数人のところは、非常に低 額な予算でできる。ただ、学校規模が大きくなると、それだけ市町村の負担もふえていくと。こ ういう中で、ぜひ、山梨県として、英語力を上げようということで、積極的に推し進めてもらい たい。

そういった中で、やれば結果が出てくるわけですが、英検3級の取得状況が市町村単位で公表できるのか、あるいは学校別でできるのか。

学校別となると、非常に難しい問題が出てきますが、この問題については、やはり市町村単位 ぐらいでの合格率というものを発表してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

嶋﨑義務教育課長 この事業の効果を検証するためにも、事業を実施した市町村単位の英検の取得状況について は、公表していく方向でありまして、これを要綱の中に盛り込んでいきます。

桜本委員 この英検3級の取得だけではなく、予算とは別でも、こんなものも合わせてやっていきたいと いうものがあれば披瀝していただけますか。

鳴﨑義務教育課長 本事業もそうですけども、級を取らせることが目的ではなく、これからの英語に求められる 4技能、聞く、話す、読む、書くというようなものをしっかり身につけた子供を育てていくこと が、これからの本県の英語教育の方向性と考えております。

> また、本県では、今年度まで英語教科地域・地点事業というのを県内で広く実施しましたので、 文科省や他の都道府県からも注目を浴びております。

こういった成果も踏まえまして、小学校と中学校の英語の接続ということについても、今後、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

(社会参画体験事業費について)

桜本委員 次に、教の27ページ、教育指導費の社会参画体験事業費でございます。

この事業は、地域貢献や国際交流、文化活動等の体験学習とありますが、これは、それぞれの学校で、今回始まったばかりではないかと思います。

この内容は、学校単位で決められていくのか、あるいは学校の校長先生も期間では変わっていく中で、学校がそれぞれ決められるのか、あるいはテーマを持ってやっているのか、その辺をお

答え願えますか。

手島高校教育課長 本事業の具体的な内容が各高校でというような御質問でございますが、御発言のとおり、各学校のほうで生徒のニーズですとか、地域の特色を考えてながら計画をしております。

計画策定に当たりましては、本課のほうから地域貢献、国際交流、社会参画、あるいは先端技術といった4つのテーマを示しまして、そういったものに資するような取り組みとなるよう指導しておりまして、こちらのほうで各校から出されました計画を吟味した中で最終的に決定しているという状況でございます。

桜本委員

よく新聞記事に、最近ですと高校生による変化というと、18歳で選挙権というようなこと、あるいは時代背景を通じていろいろ各学校でもテーマを絞っているわけですが、山梨県においては、例えば、人づくりの問題。大学では県外に出ても帰ってきてもらいたい、こちらに帰ってきて就職し、家庭を持ってもらいたいとか、最近では福祉人材の確保というようなことで、キャリア教育とは別に、福祉ですとか、医療だとか、そういったことの学習が非常に大事だと思うのですね。そういった山梨県の状況等も含めながら、ぜひ、こういった学校の学習の地域貢献、国際交流と文化活動というように、その中でも偏らない内容にしてもらえればと思います。

そんな中で、今、介護人材の確保ということは、県内においても喫緊の課題なのですが、例えば、現在、そういったものは、実際ふえておりますよとか、あるいは地域によって偏在がございますとか、この分野はどのような学習内容になっているのですか。

手島高校教育課長 社会参画体験事業におきましては、先ほど幾つか人づくりですとか、あるいは県内就職、あるいは福祉人材といったような視点が示されましたが、本事業におきましては、人づくりといったところが若干メインになっておりまして、例えば各校におきましては、主権者意識涵養のための模擬裁判ですとか、模擬投票といったような取り組みが多いという状況ではあります。

しかし、その上の教27ページの社会参画体験事業費の上にございますキャリアビジョン形成 支援事業の中におきましては、ライフプランニング講座を実施すると書かせていただいておりま すけれども、各校がライフプラン講座を実施する中で、例えば県内への就職といったような意識 を持つような講座も実施しているところでおります。

今、御指摘がございました福祉、医療系のそういった取り組みにつきましても、キャリアビジョン形成支援事業の中のインターンシップ等の一環としまして、介護ボランティア等に取り組んでいるような学校もございますし、事業とは直接関係ございませんが、総合学科高校におきましては、福祉系列というような系列を設けて、福祉を専門に学んでいる生徒たちがおりますが、そういった生徒たちにつきましては、特別養護老人ホームですとか、介護施設等における介護実習等に取り組んでいるといった状況でございます。

また、事業とは直接関係ございませんが、リハビリテーション協会等が実施する1日リハビリテーション体験、あるいは福祉の仕事セミナーと申しまして、介護施設に行って介護体験をするような体験の機会がございますが、平成28年度におきましては、1日リハビリテーション体験に114名が、それから、福祉の仕事セミナーという介護体験に参加したものが97名といったような状況でございます。

# (青少年育成事業費について)

桜本委員

最後に、教の35ページ、青少年健全育成費の子どもの貧困対策についてお伺いをいたします。 貧困状況にあると言葉は出ているのですが、貧困状況というのは、具体的にどういった状態を 貧困状況と把握したらよろしいのですか。

岩下社会教育課長 子どもの貧困、相対的貧困率というところで基準になるものを国が示しておりますけれども、 各家庭におきます等価可処分所得、いわゆる手取りがございます。それをその家庭の構成人数も 配慮して、1人当たりの金額を算出します。それを1人ずつその金額の多い順に並べまして、そ の中央値の半分より小さい金額のところにある者を相対的貧困というふうなことで定義をされ ております。 ざっくり申し上げますと、4人家族で国の基準ですと244万円の手取りより少ないところを、いわゆる相対的な貧困にあるということで国のほうでは示しております。

#### 桜本委員

貧困という形で、今、とかく新聞記事で見ると、NPO法人が食材を家庭に配るとか、あるいは学習塾に行けない方々に教えるというようなことを、よく見かけるわけですが、このNPOの役割と本来行政みずからがやらなくてはならないと、こういうすみ分けがあると思うのですね。だから、そのすみ分けを決めなければならないと思う。

例えば、プライバシーの中でも貧困家庭だというようなことは、本当にプライバシーとして絶対守らなければならない、そういった意味で、行政がその家庭に入っていくべきことと、あるいはNPOとか、一般、そういった人たちが入って行けるという、その情報の区分けというか、情報の共有できない、譲れないものというのは必ずあると思います。

そういった中で、そういう扱いでは見られたくないという部分もあるかと思います。

教育上、行政が本来やらなければならない、貧困対策。そして、行政ができないところには、企業等の寄附等を受けて事業として成り立たせているNPOの役割、そのすみ分けということに対して教育長はどのような考え方を持っておりますか。

#### 守屋教育長

本対策につきましては、行政だけで必ずしも十分にできるわけではないということは、重々承知をしております。

この貧困の状況にある家庭を幅広くカバーしていくと。我々は、教育の分野でカバーしていかなければならないというところもあるのですけれども、福祉分野と教育が一緒になってやっていく。NPO、それから、福祉団体。例えば社会福祉協議会だとか、行政とは違う分野で、それぞれ役割があります。社会福祉協議会とは行政とも近い分野もあるので、できるだけ我々の持っていて差し支えない情報は出しながら幅広く貧困の状況を救っていく。

やはり、委員がおっしゃるとおり、相手方、貧困の状況にある方々のプライバシー、例えば情報を出す場合でも、相手方に配慮をしながら出していかなければいけない。だから、やる場合のケース・バイ・ケース、例えば私どもがやる場合については、なるべく制度を周知するとか、そういうものにして、どこが弱い部分だとかという、例えば包括的な情報を相手方に出すとか、個別の情報を出すのではなくて、包括的な情報をある程度出しながら私どもの分野で弱いところをカバーしていただくような考えを、今、持っております。

今後とも、最終的には、よく相手方のNPO、福祉団体とも連絡を密にして、私どもの思い、 それから、相手方の思いを十分に踏まえながら一番いい、バランスのよい対応を図っていきたい と考えております。

# 桜本委員

民生費とか、あるいは母子、寡婦という制度もありますし、教育の問題とかあります。

そういったトータルのコーディネーターというものを、ぜひ、つけながら全部が全部、これは 行政がやる、NPOがやるということではなくて、コーディネーター役の中で、やはりそういっ た貧困対策をしていく、親がいたら、例えば親の就職の斡旋だとか、そういったことも含めてト ータル的なコーディネーターがぜひ必要でありますので、そういったこともぜひ重視していただ ければと思います。

お願いいたします。答弁は結構です。

## (学力向上総合対策事業費について)

#### 山田副委員長

教の23ページ、学びのサイクル改善事業費についてお伺いいたします。

先ほどの説明の中で、国語と算数の単元末テストを年間15回行うという内容の説明をいただいたのですけれども、テストの内容とか、具体的に御説明をお願いいたします。

嶋﨑義務教育課長 平成30年度は、小学校5、6年生、そして、平成31年度は4年生に拡大する予定ですけれども、例えば小学校の学習では、国語では「ごんぎつね」だとか、算数でいうと小数だとか、立方体というような、いわゆる学習のまとまり、区切りでこれを単元と呼んでおります。

こうした単元ごとに、主に書くような問題、記述力や判断力を問う、5分から10分程度の簡

単な小テストを実施し、採点した結果をパソコンで入力すると、県全体のデータがグラフ等で反映されるというような、そんなようなことを考えております。

担任は、これを見て自分の子供たちはどこが弱かったのかとか、もう少し踏み込んだ指導が必要だった箇所はどこだというようなことを把握しますので、これとあわせて指導主事が作成します動画・ビデオを参考にしながら授業改善のサイクルを回していこうという、こんな考えでいる事業でございます。

山田副委員長

年間15回という、結構頻度が高い、月1回以上のテストになりますよね。そういった中で、かなり準備等必要だと思いますし、これからどういうふうに定着していくかというのも、いろいろ問題になると思いますけども、その辺の準備とか、今後の定着に対しての取り組みみたいなことを教えてください。

嶋﨑義務教育課長 全県で取り組むことを目的にしております。そして、またこのような形のものは初めてです ので、県としても慎重に向かって行こうと考えているところです。

したがいまして、当初は、協力校を、4教育事務所ありますので、これを基本に16校程度指定しまして、ここで少し定期的に指導主事がかかる中で、課題だとか、あるいはどんなトラブルが起こるかというようなことを想定して、運用していきたいと思います。

こうした協力データ、ノウハウを周辺の学校に順次広めていく中で、2学期には全ての学校で、 この事業を実施できるように円滑に進めていきたいと、このように考えております。

山田副委員長 先ほど、今後4年生に幅を広げていくという話を伺ったのですけれども、全国学力調査が小学校6年生にありますよね。今、県独自で小学校4年生に、学力調査をしていると思うのですけれ ども、そことの関連性を、どういうふうにとっていくのか教えてください。

鳴﨑義務教育課長 現在、行っております県の学力把握調査は、振り返りが年に1回ということで、しかもテストで扱う範囲が前学年でやったところというような課題が出ております。これを改善するために今回の新たな事業を取り入れましたので、これから様子を見ながら、今年度は、年度途中での混乱があるということで両方併用しておりますけれども、少し見直しも視野に入れていきたいと考えております。

山田副委員長

今回、この学力向上推進事業費の中で、かなり新しい事業等が盛り込まれております。 先ほど桜本委員もおっしゃいましたけれども、教員の多忙化というのが、今、問題になっている中で、この学びのサイクル改善事業を予算化するに当たりまして、何か教員の多忙化というものに配慮するような工夫みたいなものがあったら教えてください。

鳴﨑義務教育課長 学校や教職員の多忙化については、常に心がけておりますが、委員御指摘のように、学力向上への対応や対策をより具体化していくにつれ、個々の課題に応じた授業がふえていく傾向が見られ、今後もスクラップ・アンド・ビルドの考え方でやっていかなければならないということは、強く感じております。

ただ、新規事業を含め、現状事業を見ますと、学力向上フォローアップ事業や英検への補助のように、市町村の取り組みを支援するものや、また、先ほど触れました読解力・記述力推進事業のようなものや、今年取り組んでいる主体的・対話的で深い学びに関する事業というのは、これから新しい指導要領に対応して学校がやっていかなければならないことを少し早く県がフォローするような形をとっております。

こうしたことから考えますと、かつての事業のように、事業を受けると秋ごろ大々的な公開授業をしてというような、そういった意味での学校の負担はかなり軽減されて、改善されていくなと捉えております。

山田副委員長 続きまして、教24ページの家庭学習習慣化促進事業費についてお伺いいたします。 全国的に見ても山梨県での家庭学習の時間が少し短いというような中で、私もその家庭学習に 対する取り組みというのは必要なものだと思っておるのですけれども、この事業の具体的な内容 というものを教えてください。

嶋﨑義務教育課長 家庭学習につきましては、全国学力・学習状況調査の課題として、ここ数年集中的に取り組 んでまいりました。

まだ全国平均は下回っておりますが、徐々に近づいておりますので、あとひと息頑張っていきたいと考えているところです。

この事業は、各学校の取り組みの中で効果の見られたものを取り上げているのですけれども、 授業を含め、帰りの会を中心として、担任が家庭学習ファイルというものを使って、今日はどん な学習をするのかということを確認して、しっかり子供たちに、今日、僕はここのところをやり たい、こういうふうに調べたいというようなことをチェックするというか、目を通して、それに 基づいて主体的な学習を取り組んでいこうという形になります。

山田副委員長

家庭学習というのは、これは私の考えですけれども、子供が宿題を持って帰って家庭で学習する、その姿を見て親は子供の強いところ、弱いところというのもわかりますし、わからないところを親と相談することによってコミュニケーションツールになってくると、私は思っているのですが、その点について県では家庭学習というものについてどう考えているのか教えてください。

嶋﨑義務教育課長 この事業で扱いますのは、いわゆるプリントやドリルというような量的な宿題ではなくて、 子供たちが授業中にやったことの発展形、あるいは興味関心を持ったことをさらに深めたいとい うようなことを取り組むような、自主的、主体的な学習をイメージしております。

このため、学習する内容を本人が決めますので、家に帰ってから何をするのかとか、どうやって調べようか、例えばインターネットを使って調べようとか、図書館に行くとか、近所の人に聞いてみるといったことが具体的になりますので、こうしたことが親とのコミュニケーションとして使えるのかなと考えているところです。

山田副委員長

一方で、昨今の家庭の状況というのは、すごく多様化しておりまして、ひとり親家庭もいらっしゃいますし、共稼ぎで帰りが遅くなるという御家庭もあると思います。

そういった中で、逆に、子供が宿題を家庭に持って帰るということにストレスを感じたり、マイナスの効果というのがあると思うのですけれども、その辺のそういった御家庭に配慮した取り組みというか、何か考え方というのはあるのか教えてください。

岩下社会教育課長 明年度につきまして、家庭教育支援事業としまして社会教育課の予算計上の中にありますけれども、「子育て日記」という小学校低学年程度までを対象とする番組を放映いたします。

また、家族で子育て参画を考えるフォーラム、また男性社員の子育てを応援しますイクメン応援出張講座を開催することとしております。これら事業の中で、今、出ております家庭学習定着化促進事業を紹介しまして、委員のおっしゃいます家庭における保護者の子供たちへのかかわり方について情報提供をして、家庭教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

山田副委員長 いずれにしましても、子供がストレスを感じることのないように、この学べる環境というもの を、ぜひとも整えていっていただきたいなと思います。

(青少年育成事業費について)

最後に、教35ページの先ほどの桜本委員の話にもありましたけれども、子どもの貧困対策推 進事業費についてお伺いいたします。

昨年7月に県が市町村と連携をとって実態調査というものを行った中で、10.6%という数値が出ました。その中で、私は、アンケートの数というのが3,000件という話を聞いておるのですけれども、この数について地域の実情というものをしっかりと把握できる数としては、少ないのではないかなと思うのですが、どのような根拠で3,000件というものにしたのか、それと、どういう方々を対象にしてアンケートを行ったのか伺います。

岩下社会教育課長 回答数3,000件ということでございますが、3,105世帯から回答をいただいております。

昨年、国が公表しました子どもの相対的貧困率13.9%というのがございますけれども、その際に、算出に用いられた国のほうの回答数が約2万5,000件となっておりますので、統計的には十分信頼ある数字だと考えています。

また、この調査につきましては、市町村の意向を受けまして、まずは県として先見的な貧困率、また課題等を把握するというような考えで、国、また他県の調査を参考にして実施しております。対象としましては、小学校は1年生と5年生、中学校は2年生、高校も2年生の各家庭、児童・生徒数の約1割ということで抽出をしましたが、地域の偏りのないように全27市町村から御協力をいただいてまとめた数が約3,000件ということになっております。

山田副委員長 最後に、1つだけ質問させてください。

このマル新のコーディネーター養成研修の実施とあるのですけれども、このコーディネーターを養成するに当たって何人程度の養成をするのか、それと、どのような方を対象に研修をしていくのか教えてください。

岩下社会教育課長 この研修につきましては、各市町村から2名以上推薦していただくということで考えております。全体でも50人以上を養成する予定でございます。

どのような方かというところですが、市町村の担当者のほか、社会福祉協議会の職員の方々を 想定しております。

山田副委員長 このコーディネーターを養成することによって、子どもの貧困対策にどういうふうにかかわってくるのか、1点だけ最後に教えてください。

岩下社会教育課長 このコーディネーターに各市町村において、連携協議というような会議をつくっていただきます。その会議の場に、その地域の支援団体ですとか、先ほどお話が出ておりましたけれどもNPOですとか、行政、学校等加わっていただく中で、地域の実情に応じた取り組みを進めていただくと、そういう役割になっていただくためのコーディネーターとなっております。

(いじめ・不登校対策事業費について)

古屋委員 最初に、教25ページの心の健康教育、いわゆるいじめ・不登校対策について伺いします。 既に、議案審議資料でも示されているわけでありますが、平成29年度のこのいじめやら不登 校の問題について現状の御認識はどのように受けとめているのか、まずお伺いしたいと思います。

嶋﨑義務教育課長 いじめ・不登校というのは、子供たちにとって重要な課題であるとともに、保護者の方にとっても大変心配事の大きな点であると考えております。

このため、県ではいじめについては、徹底的に調査をして最後の1件までもきちんと精査しようということで市町村の教育委員会にも伝えております。

また、不登校につきましても、より学校訪問や、あるいは地教委訪問する中で、県としてそういった取り組みができるように、再度、担当に伝えたところであります。

嶋﨑義務教育課長 スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーがこうした課題に大変役立っていることは、各

学校長からの報告だとか、あるいは市町村教育委員会からの報告から確認しております。

このため、人数等もふやしたいところですけれども、予算の関係があって、それほど大きな増減はありませんでした。

ただ、有効な使い方としまして、中学校に入っているスクールカウンセラーを小学校にも連携できるような形で配置したりだとか、あるいは似たような事例があるようなものについては、協議会の中で発表してもらうようなことを通しまして、改善に努めていきたいと考えているところでございます。

古屋委員 もう1つ、不登校生徒の指導員の加配の問題。これは、また財政上厳しい状況があることは十 分承知しているのですけど、この辺の考え方については、どのようなお考えですか。

鳴﨑義務教育課長 いずれの学校も、多忙化も含めまして多くの人的支援が欲しいということで、加配等の要望 があるのですけれども、現状は厳しい状況にあります。

学校内で工夫しながら、そして、多忙化もありますので、教務主任だとか、そういうような者がうまく学級に入っていく形の中で対応できるようなことで、学校にお願いしているところでございます。

(スーパーグローバルハイスクール事業費について)

古屋委員
それでは、次の質問に入ります。

教の30ページですけど、スーパーグローバルハイスクール事業ということでございますが、 私も勉強不足で十分この内容について理解をしておりませんが、1,000万円ほど計上してい るわけでありますけど、この内容についてちょっと御説明を細かくしていただきたいと思います。

手島高校教育課長 スーパーグローバルハイスクール事業につきましては、グローバル人材の育成というようなことから、コミュニケーション能力、あるいは問題解決能力等の国際的素養を身につけまして、将来国際的に活躍できるグローバルリーダーを高等学校段階から育成するため、国が指定をして実践研究を進めていくという事業でございます。

甲府第一高校につきましては、平成26年度のスーパーグローバルハイスクール推進事業のスタート段階から国から指定を受けまして、現在、4年目の取り組みを進めているというところでございます。

具体的な内容につきましては、企業と連携をしました販路の確保というのでしょうか、地場産業ですとか、伝統工芸品等のグローバル展開についてのあり方を研究するとか、あるいは実際にフィールドワークということで長野県のほうに訪問をしたり、あるいは海外のほうに訪問をしたりして、実地調査をするなどといった形の中で、生徒が体験的に課題意識を持って問題解決に臨んでいくというような姿勢の養成に努めているところであります。

(新しい高校づくり推進事業費について)

古屋委員 続きまして、教33ページの新しい学校づくり、高校の関係でございますが、既に本日も御提案がありました峡南地域の3校の統合など、具体的に進んでおるのですけど、審議会を設置してやるということでございますが、この審議会というのは、具体的にどのような、言ってみれば地域ごとの特定地域を設けて審議するのか、あるいは山梨県全体でやるのか、ちょっとその辺の概要についてお聞きしたいと思います。

成島高校改革・特別支援教育課長 高等学校審議会における審議の内容でございますけれども、特定の地域だけをフォーカスしてというわけではなくて、全県的な少子化等を踏まえ学校の適正規模であるとか、あるいはICTも進展している中で、そういうものも活用するというようなことも、いろいろ検討していくという予定でおります。

古屋委員 その審議会の結論でありますが、具体的にはいつごろをもってお示しされるのか、その辺についてお伺いします。

成島高校改革・特別支援教育課長 今の予定でおりますと平成30年度から検討を始めまして、平成31年度の 夏ぐらいには答申をいただくという予定でおります。

> その後、パブリックコメント等をいただく中で、その構想を策定していきたいと考えていると ころでございます。

#### (教育広報費について)

- 石井委員 教の4ページ、一番下の枠ですが、教育広報費の220万9,000円ですけれども、この中に、教育振興基本計画というものがあります。このことについてちょっとお伺いしますが、この計画とはどのような計画なのか、概要をお願いしたいと思います。
- 末木次長・総務課長事務取扱 教育振興基本計画でございますけれども、教育基本法という法律の規定に基づきまして、国においても教育の振興に関する基本計画の策定が義務づけられておりますが、都道府県に対しましても策定努力するようにというようなことが法律の中で規定されております。本県におきましても、これまでも国のそういった計画を見ながら法律の中でもって国の計画をしんしゃくしながら策定をというようなことがございましたので、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や具体的な施策の基本的な方向性といったようなものにつきまして、計画の中でもって明らかにしていくということで、現在、「新やまなしの教育振興プラン」というものが策定してございますけれども、これがそれに該当する計画になっております。
- 石井委員 これを、今、進めているということでありますけれども、策定の進め方とか、いろいろそういったものは、具体的にはあるのでしょうか。
- 末木次長・総務課長事務取扱 現在のプランが平成26年から平成30年までの5カ年の計画になっております。 期間が来年度までということになりまして、再来年度以降の新しい計画ということで、来年度、 検討していきたいと考えているところでございまして、具体的な進め方でございますが、来年度、 学識経験者とか、あるいは教育関係の諸団体、スポーツ、文化、社会教育といったような幅広い 有識者にお集まりをいただく策定委員会といったようなものを立ち上げまして、その委員会のほ うで基本となるような事項について御議論、御討議いただきながら、まずは進めていきたいと考 えております。
- 石井委員 これには、予算的なものは具体的に示されていないのですけれども、この220万9,000 円という範囲の中で取り組んでいくということだとは思いますが、詳細の予算的なものはどんな ふうに考えているか。
- 末木次長・総務課長事務取扱 課別説明書には細かい金額のほうが載ってございませんけれども、教育振興基本 計画策定費ということで、159万7,000円計上させていただいているところでございます。 その内容といたしましては、先ほどお話をいたしました策定委員会の委員さんへの報酬、謝礼 ですね。それから、あとは費用弁償、会議を行う会場の借り上げといったような、主に委員会を 進めていく上で必要となる経費を計上させていただいております。
- 石井委員 この計画を策定するに当たっては、県民の意見というものを反映できるような考え方があるか どうか、そういった点もちょっとお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。
- 末木次長・総務課長事務取扱 計画の策定に当たりまして、今、石井委員に御指摘いただいたとおり、県民の意 見の反映というのが非常に大事だと思っております。

特に、やはり児童・生徒の保護者のお考えなり、意見といったようなものも非常に参考になると考えておりまして、幼稚園から高等学校まで含めまして、あるいは特別支援学校、そういった学校の児童・生徒の保護者に対しまして教育に関するアンケートといったような形でもって実施したいと考えております。

一部につきましては、既にお願いをしているところもございまして、そういった保護者の方々、 具体的に現状の教育に対する満足感とか、今後、取り組んでいかなければいけない項目としてど んなことをお考えかといったような意見を聞きながら、それを参考にさせていただきながら、それをある程度まとめた上でもって策定委員会のほうも進めていきたいと考えております。

それから、仮にこの策定がある程度、素案がまとまった段階でもって原案といったようなものに対しましてパブリックコメントをかけまして、県民からの幅広い御意見を頂戴いたしたいと考えております。

石井委員

教育振興にかかわる基本計画ということで、社会の全ては、教育に始まると思います。そういった点で、ぜひ、柔軟性のある、そして、またしっかりした計画をお願いしたいと思っているところでございます。

末木次長・総務課長事務取扱 社会の変動が激しい時代でございますので、ある程度、先を見越しながら本県の教育の基本理念といったようなもの、それから、方針といったものを新しく計画をつくってまいりたいと思っておりますけれども、国では、既に新しい計画の案が示されておりまして、従来の考え方をさらに発展させるような考え方が示されておりますので、できるだけそういった方向も加えながら本県の実情に反映させたような計画の策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

(ゆずりはら青少年自然の里運営費について)

石井委員

もう1件、触れさせていただきます。教の39ページですけれども、先ほども御説明がありました、ゆずりはら青少年自然の里のことについて。

5カ年の契約で指定管理を上野原市がしているということでありますけれども、もう後わずかということになろうかと思います。

県のちょうど東部地域というところですし、山間地ということですが、そこで利用者が県外からの方も非常に多いのではないかと思っていますけれども、どんな方々が利用されているのか、お伺いします。

岩下社会教育課長 ゆずりはら青少年自然の里の利用状況ということでございますけれども、昨年度、平成28年度の実績で御説明申し上げますと、一般棟、家族棟、キャンプ場、日帰り棟、全部含めまして合計の数でございますが、県内が3,615人です。県外が7,956人。合計で1万1,571人の利用をいただいております。

割合で申し上げますと県内が約31%、県外が69%というような状況になっております。

石井委員<br/>
ありがとうございます。

当初から見ると随分多く利用されているようですけれども、冬場はちょっと厳しい環境状況になるかと思いますが、いろいろな面で活用されている姿は、非常に大事だなと思っております。 当時、私も週5日制が始まるということの中で、土日にいかに児童・生徒が体験できるようにするかというようなことで、たしか事業化されたと思っているのですけれども。

道路は狭隘で、大型車が入るのは厳しい状況なのですが、今、お話を聞きますと、1万1,000余の人たちが利用されているということですので、さらに自然体験をしていただいて、教育にも、あるいは健康的な面でも生かしていただけるような方向で御指導いただきたいなと思っています。

指定管理で、所長等もいろいろ頑張っていっていただいているようですけれども、ぜひ、そんな点をお願いしたいと思って、今後の考え方をお願いします。

岩下社会教育課長 ありがとうございます。このような自然体験施設といいますのは、やはり提供します活動の プログラムが非常に重要だと考えております。

ですから、そのような体験活動のプログラム、また主催事業などをより充実させていただきたいということがございます。

また、広報活動についても、今も積極的に行っているところでありますけれども、今後も積極的なPR活動を行いまして、新規の利用を獲得していきたいと考えております。

石井委員 ぜひ、よろしくお願いします。

我々は、自然とのかかわりというのは、非常に大事だと思いますので、そういったことも経験できるような方向で、ぜひ、今後もよろしくお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

# ※付託案件

## ※第11号 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例中改正の件

質疑

桜本委員

制限区域が広まったということで、各市町村でも、非常に懸案になっている事項ではあります。 この中において、この区域以外に設置されている既存の自動販売機等が何台あるのか、また、 この条例の制定によってその区域内にあるものについては撤去できるのか、できないのか、その 辺ちょっとお答えをいただけますか。

岩下社会教育課長 自動販売機等についてですけれども、今、設置届が提出されている自動販売機につきまして は、9台を確認しております。

> 今回、法改正に伴いまして田園住居地域というものが新たに創設されますけれども、本県には その該当する地域はございません。この9台につきましては、その地域以外のところにあるもの でございます。

> この9台につきましては、かつて昭和時代の百六十数台という中で、毎年、指導を重ねることによりまして、また平成19年に、先ほどのこの条例が改正されまして、規制を強化したところで台数が大幅に減って、現在、9台まで来ているところであります。

引き続き、業者等に対しまして指導を粘り強く行っていくというふうなことで、これから取り組んでまいりたいと考えているところです。

桜本委員

先ほど審議された教の35ページの中にも、この有害図書等の指定、業者の指導というようなことで、具体的に事業としてなっているわけですが、具体的な業者への指導ということについては、どのようなやり方をされていて、そして、また指導に見合うような時期等が示されながら撤去に向けて確実に進んでいるのかどうか、お答えいただけますか。

岩下社会教育課長 指導につきましては、この条例をもって指導しているというところであります。

条例には、自動販売機そのものの設置を禁止しているものもあれば、その収納について制限しているものもあれば、いろいろありますけれども、その状況に対応して指導をしております。

指導については、行政指導というようなことで、警察の協力も得ながら市町村ですとか、所轄の警察官にも立ち会っていただく中で指導を行っております。

その指導によって改正されるものもありますけれども、それによって改正されない場合には、 最終的には撤去命令を出すこともできます。

現在残っている9台につきましては、所有者が亡くなって、その届が出ていないような状況のところもあったり、なかなか困難なところもありますけれども、引き続き重ねて指導を行ってい

るというところであります。

## 桜本委員

中には、学校に近いようなところもあったりということもお聞きしています。中には、その土地所有者から、これは電気等を借り受けなければ成り立たないというようなこともあります。

そういった土地使用者に対して丁寧に説明をしていくと。そして、中には、相手方の関係で非常に長い契約期間になっているというようなことも、現状、聞いております。

ぜひ、地域の方々も含めて、また、警察等の力も借りながら、本当に速やかに1台1台減っていくような御努力を願いたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

## 山田副委員長

先ほども御説明のとおり、自動販売機、有害図書に関する自動販売機というのは、以前よりは はるかに減ってきていると思います。

そのかわりといってはなんですけれども、コンビニエンスストア、そういうところでは堂々と売られているという中で、青少年保護育成のための環境浄化、また、東京オリンピック・パラリンピックというところで、観光客が多く来る中で、自主的にはコンビニエンスストアで区画をしっかりとしたり、目に触れないような形というような流れになってきていると思うのですけれども、ここに関しては、どういうようなお考えをお持ちでしょうか。

岩下社会教育課長 先ほどの条例にもあるのですけれども、有害図書類につきましては、まず置かないということが一番ですが、ものによっては置けるものがございます。その場合には区分陳列とか、梱包していただくような指導を行っています。

この指導につきましては、青少年社会環境に関する連絡会議がございます。コンビニ業者の代表の方にも入っていただき、またたばこですとか、酒類の販売の業界の方にも入っていただいているのですが、そういったところで情報共有しながら自主規制等も行っていただいております。また、本課としましても、年に2回、大きなキャンペーンを行いまして、県下、4年で1巡するような形ですけれども、毎回、100店舗ずつぐらい、実際に私たちがお店に行きまして、その状況を把握して指導を行っていると。

また、それ以外にも担当の者が月1程度巡回を行っておりまして、課題のある場合には、その場でも指導をしているというような状況でございます。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

乙黒委員

ゆきとどいた教育を求めることについての請願についてですが、この請願事項の各項目については、「かがやき30プラン」、「県立高等学校整備基本構想」、「やまなし特別支援教育推進プラン」等に基づき、それぞれ取り組みを行っております。

教育環境の整備、充実に順次努めていることは承知しておりますが、厳しい財政状況もあることですから、それぞれの取り組みについて進捗状況等を慎重に検討する必要があると思いますので、継続審査が適当であると考えます。

桜本委員

本請願につきましては、請願事項の中で、県独自で高校生、大学生というような部分に、特別に創設をというようなことでありますが、県内においても社会情勢、あるいは経済情勢が厳しい

中で、本県の財政状況も加味しなければならない。そういったことを考えますと、継続的に審査する必要があるという考え方でございます。

討論なし

採決の結果継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(高校歴史教科書からの用語の削除について)

皆川委員

今朝の新聞にもありましたけれど、歴史教育研究会というのが教科書で扱うべき歴史用語から 戦国武将、武田信玄などを外すという提案があったことを受けまして、後藤知事が昨日、本県の 宮川文部科学政務官を通じて林文部科学大臣に対して要望書を、反対だという文書を出したと新 聞記事にあるのですが、まずわからないのは、高校、大学教諭らでつくっている高大連携歴史研 究会って、これは一体何なんですかね。この組織について、どんな人たちがいて、どのぐらいの 人員で構成されているかわかったら教えてもらいたいですね。

手島高校教育課長 高大の歴史教育研究会というものでございますが、一部の高校教員ですとか、大学教員で組織される民間の研究団体でございます。

構成人数までは、把握をしていないのですけれども、そういった会則に基づきまして趣旨に賛同するような高校、大学の先生方が会員となっているような研究組織ということになります。

皆川委員 この組織が教科書を変える権限があるということ?

今まではどうしていたの? みんなこの人たちの意見が通っていたわけですか。

手島高校教育課長 当然、権限等はございません。あくまで中央教育審議会で、新しい学習指導要領の改正につきまして答申を出した中に、歴史用語が膨大になってしまっているというようなことから、重要 事項について整理する必要があるというような、そういった答申が示されました。

> その答申に対しまして民間の研究団体である高大歴史教育研究会というところが、歴史重要語を半分ぐらいに削減したらどうだろうかという提案をしたというものでございまして、この提案 そのものが直ちに教科書等に反映されていくものではないというふうに承知をしております。

皆川委員

山梨県と言えば、富士山、ブドウ、武田信玄だよ。他県の人は、みんなそう思っている。これは、重大な、山梨県にとって非常に象徴的な歴史的人物である武田信玄が教科書から消えてしまうということは、これは大変な問題だと思いますよ。そう思いませんか。

そういう意味でね、例えば高知県なんかは坂本龍馬、これ消されてしまったら龍馬空港なんて 飛行場まで名前をつけて大変なことになってしまう。

こういうのに対して、両方の県が、そういう県がね、山口県は、高杉晋作とか。もし、これが本当にこんなことが実現しては困るのでね。連携して反対してもらいたいと私は思うのですよ。 県の教育委員会としての見解を教育長、お願いします。

守屋教育長

武田信玄公につきましては、本当に山梨県の県民全てが本当に親しく、歴史の上から現在につながる、そういう文化の象徴として感じているものと考えております。

現在、歴史教科書の取り扱いについて削除するという方向には行っていないということは、私 どもも確認はしているのですが、このような動きにならないように、文部科学省のほうに知事が 直接赴いて県民の声をお届けしたということでございます。 県内におきましても、特に信玄に大変由来のある地元の首長さんからも私どもも同じ意見だということも伺っております。

今後は、私どもも国の動き、歴史教科書の取り扱いに関する中教審の動きだとか、それから、 実際に、教科書に書き込む教科書会社の動きだとかをよく注視をしながら、場合によれば、今、 皆川委員がおっしゃられたように、他県とも協調しながらそういう方向に必要であれば持ってい く。

ただ、現在のところは、そういう動きにまで直接なっていないものですから、知事がそういう動きでありますけれども、県民の思いを文部科学省のほうに届けたということでございます。

引き続き、この動きについては、歴史的な信玄公の名前が削除されない方向でいくように注視をしている段階でございます。

皆川委員 ぜひ、今の決意を曲げないで、最後までしっかりお互いに連携しながらでもいいから、絶対削 除されないようにしてもらいたいと思います。

(八ヶ岳スケートセンターについて)

ちょっとまた変えますけど、質問を。

八ヶ岳のスケートセンターというのが、昭和57年にできたのですけど、峡北地域にとっては 唯一のスケートセンターということでかなり競技力の向上とか、普及に効果があったと思うので すが、最近、この利用が低迷して、費用対効果が悪くなってきたとかの理由で、当面は存続させ るけれど、本年度中に検証するということになっているのですね。

そこで、今後、来年度以降、どんな施設のあり方や運営方針がどうなっているのか、どのような検討を今まで行ってきたのか、まず聞かせてください。

前島スポーツ健康課長 八ヶ岳スケートセンターにつきましては、今後のあり方、運営方針について、まず県の 中で庁内評価委員会を設けまして検討いたしました。

そのほか、地元北杜市、山梨県スケート連盟などで構成いたします、あり方検討会というところでも検討を行いました。

その結果として、八ヶ岳スケートセンターを平成34年度まで存続し、利用者数、利用料金収入、指定管理料に新たな目標値を設定するという素案をまとめまして、外部委員で構成いたします県スポーツ推進審議会で計2回審議していただいたところでございます。

皆川委員 県スポーツ審議会とかで、検討したようですけれど、県民全体がどのような意見を持っている かというようなことは、どうやって聴取したのかな。

前島スポーツ健康課長 1月16日に開催されましたスポーツ推進審議会におきまして、地元の北杜市だけではなく、広く県民が八ヶ岳スケートセンターの存続をどう考えているのかと、これについて聴取する必要があるという意見が出ました。

このため、全ての市町村委員会において委嘱しまして、県民の生涯スポーツ活動を推進いたしますスポーツ推進委員に対して存続について意見を聴取したところでございます。

皆川委員 その意見の結果は。言ってないね、まだね。 どういう結果になったか教えてもらいたい。

前島スポーツ健康課長 スポーツ推進委員の皆様からは、本県がスピードスケートの競技の振興、そして、県民 が冬のスポーツを楽しみ健康増進を図る、こういったことで八ヶ岳スケートセンターは、今後も 必要な施設であるという意見をいただいたところでございます。

また、スポーツ推進審議会からは、八ヶ岳スケートセンターの存続とともに、利用者数などの 目標値を設定し存続していくと、こういった内容については妥当であるという意見をいただいて おります。 皆川委員

スポーツ推進審議会からそういうように、これは存続させろという意味だよね、というような 意見を言われたようですけど、これに対して、今後は、もし存続させるにしても、利用者数、利 用料金収入というよう目標を、どのぐらい収入が必要かとか、そういう設定をしなければならな いと思うのですよね。

その目標設定値について何か検討しましたか。

前島スポーツ健康課長 新たな目標の設定につきましては、八ヶ岳スケートセンターが公の施設であるということから、利用の最大化とコストの最小化という考えのもと、スポーツ推進審議会の意見を踏まえて目標値を設定したところでございます。

まず、利用者数につきましては、平成28年度の目標値1万8,080人を、平成34年度までに2割ふやしまして2万1,735人といたしました。

この利用者数の増に伴いまして、利用料金収入を現在の690万円から950万円に増加させることといたしました。

また、利用料金収入の増加、そして、管理コストの削減、こういったことを行いまして、平成34年度には指定管理料を現在の5,100万円から1割削減をいたしまして4,600万円とすることを目標といたしました。

皆川委員 今、目標数値、設定数値が出たのだけれど、具体的には誰がどのような取り組みを行っていく つもりですか。

前島スポーツ健康課長 今回、設定いたしました目標値の達成に向けまして、県だけでできるわけではございませんので、指定管理者の県体育協会、地元の北杜市、県スケート連盟、そういった関係団体と協力して利用者数の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、県が行うことといたしまして、県内の小学校へ貸し靴の半額券つきのパンフレットを配布するとともに、県体育協会では観光情報紙への広告を掲載する。そして、周辺の観光施設に貸し靴の半額券を配布するということを充実させていきたいと考えております。

また、地元の北柱市につきましては、新たに施設利用料の割引制度を設けまして、八ヶ岳周辺を訪れる在日外国人の旅行者、あとは姉妹都市の保養所の利用客、こういったことを誘客することとしております。

こうした取り組みなどによりまして、利用者の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

皆川委員大体、わかりました。

最後に、この施設を維持させていくというようなことですけれど、教育長の決意というか、お 聞きしたいと思います。

守屋教育長

八ヶ岳スケートセンターにつきましては、これまでスケートの普及、それから、競技力、競技 としての強化、それから、観光面でも大変大きな役割を果たしてきたものと考えております。

この中では、例えば競技力の強化に言えば、富士北麓を拠点とする施設で強化された方々と一緒に、例えば国体の冬季大会でも全国上位に入るなど、大変伝統的に優れた強い競技として育っています。

また、小中学校は、地元を中心にスケートに親しむ、スポーツに親しむ環境に使っていただく。それから、体力づくりにも使っていただいている。

さらには、冬季にあまり観光資源が少ないところでスケートということで、非常に観光面でも 役に立ってきたのではないかと考えております。

今後は、これらをさらに、もっとよりよい高度利用、あるいはもっと多くの利用者に利用していただくように、地元の北杜市さん、それから、スケート連盟の競技団体の皆様、それから、さらには観光面での利用についても、そういう団体の皆様とのよりよい協力関係を築きながら実際に利用者の目標設定をするなど、今までの実績に甘えることなく、より一層の利活用ができるような目標を立てた上で、引き続きスケートセンターとして存続をさせてまいりたいと考えております。

(年度末にあたっての所感について)

## 桜本委員

年度末という、今年度最後の議会であります。この議会中にも飲酒運転ということが問題で出てきました。

県教育委員会においても、1年間を振り返ると不祥事もあったことと思えます。

学校の小・中・高・ろう学校・盲学校・特別支援学級等を含めると、職員の数は7,400人。 あとは、関係する県庁職員を含めると8,000人近い関係者でございます。

これから、異動だとか、あるいは退職だとかということで、送別会も各地で開かれるかと思います。こういった人数を束ねる県教委として振り返ってみて不祥事の問題、そして、年度の切りかえ等、注意を喚起しなければならない、どういうようなお気持ち、対応でいるのか、お聞かせをください。

#### 守屋教育長

先日は、本県職員で飲酒、酒気帯びということで、非常に申しわけない自体が生じております。 そのときにも、私どももすぐに連絡網で、休日にもかかわらず意識の徹底をいたしました。 また、月曜日には課長会議を開いて周知の徹底をして、各関係課にも文書でより一層の綱紀粛 正に努めるように取り組みを通知したところであります。

私ども、教員、あるいは教職員の立場として、児童・生徒が私ども、直接接触をしている教員もおりますものですから、今後、こういうことが二度と起こらないように、例えば飲酒の問題、それから、体罰の問題、さまざまなことで県民の方に御心配をおかけしたこともございます。今後は、そういうことがないように、先日の飲酒、酒気帯びのこともよくかみしめながら、こういうことがないように、より一層の綱紀粛正の気持ちを持つように取り組んでまいります。

(自殺予防への取り組みについて)

#### 山田副委員長

3月1日は「いのちの日」、3月というのは自殺対策強化月間という中で、私も3月1日に県議会の1人としてキャンペーンに参加させていただきました。そういった中、自殺者数はだんだん減ってはきてはいるのですけど、若年層というところの自殺者数が減ってきていない。

昨日も福祉保健部の審議で、自殺対策総合事業の中で若年層事業費という中で、中学校・高校における自殺予防教育の普及促進を図ると。これは、教育委員会との連携が当然必要になってくるというような説明を受けたのですけれども、この自殺予防ということに関して教育委員会では福祉保健部と連携して、どのように対応していくのかお伺いいたします。

手島高校教育課長 自殺予防の問題につきましては、非常に重要な問題であり、学校教育としても積極的に取り 組みを進めていかなければならないものと理解をしております。

現在、見直しをされております自殺対策推進計画の中でも、学校教育の部分が触れられているところでございますけれども、特に、心の健康教育等につきましては、例えば外部の方からの講座、講演会ですとか、そういったことに積極的に取り組みますとともに、例えば自殺白書等を活用しまして、教職員の意識高揚に図っていきます。

また、相談対策、午前中もスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの話題が出ましたけれども、そういった専門人材を活用しながら相談体制の充実に努めていくと、そういったことに取り組んでいきたいと考えております。

## 山田副委員長

この問題には、教員の皆さん方も非常に大切なのですけれども、世界的に見ても日本の学校の 先生が生徒と向き合う時間が少ないという中で、やはり先ほどおっしゃるようにスクールカウン セラーとか、ソーシャルワーカーの皆さん方の協力というのは、非常に大切だと思います。

議会としても、ゲートキーパーの講習を受けまして、私も資格を取得したのですが、カウンセラーなり、スクールソーシャルワーカーの人たちもそれなりのスキルは持っていると思うのですけれども、やはり資格を取得した中で対策に取り組んでいってもらいたいと思うのですが、その辺の対応というのは、どのようにしていくつもりですか。

手島高校教育課長 ゲートキーパーにつきましては、市町村のほうでそういった人材の育成に努めていくことに

なるのかと。

(「研修を受けなきゃだめだよ」と呼ぶものあり)

失礼いたしました。いずれにしましても、ゲートキーパーの皆さん方とも連携を図る中で、 学校教育の場面においてお手伝いいただける部分がどんなことがあるのかということを御相談 申し上げながら、学校教育と連携を図る、よりよい連携構築に向けて、また検討してまいりた いと思います。

山田副委員長

先ほども話をしましたとおり、先生方もそうですけれども、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々に、やはりゲートキーパーとしての知識というものを持って、ぜひともやってもらいたいです。

そして、その命の事業というものを通じて、命の大切さというものを子供たちが知ることによっていじめに負けない心、みずから命を絶たない強い気持ちというものをしっかりと持ってもらうというのは大事ですけれども、逆に、そういう知識や経験がある中で、同じ学校の生徒がそういう状況にあった中で、相談も受けられるとか、そういった状況も当然つくっていただきたいと思いますし、そういった子供たちが社会に出たときに、20代という中で、周りの人たちの相談に乗ってあげられるという、こういった人材育成というのが非常に重要だと思うのですが、教育委員会としての所感を伺います。

手島高校教育課長 御指摘のとおりかと思います。

いずれにしましても、教員につきましても、専門的なそれを身につけながら適切に生徒、個々の状況を把握しながら対応に努めていけるような資質・能力の育成が重要だと思っております。 総合教育センター等の研修などにおきましても、現在、そういった研修を開いているところではございますけれども、よりそういった研修が充実したものとなるように努めてまいりたいと思っております。

山田副委員長
ぜひともよろしくお願いします。

(就学援助について)

安本委員

義務教育の就学援助における学用品費等の入学前支給についてお伺いをします。

就学援助、御承知のとおり、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど、経済的に困窮している場合に、学用品、給食、修学旅行などの一部を、これは市町村が支給をして国がその半分を補助する制度でございます。

従前は、例えば小学校の新入学時に必要なランドセルなどの学用品ですけれども、費用は支給をされるのですが、時期が国の補助金の交付要綱で補助対象が児童または生徒の保護者ということなので、児童にならないと支給できなかった。進学してからというふうになっておりまして、入学前に対象とならなかったわけです。

こういう状況の中で、既に一部の市町村では、それではランドセルを買う費用負担を先にしなければいけないということで、独自の制度、これは補助にならなかったのですけれども、市町村として必要だという判断のもとで支給をしていただいたところもありました。

また、中学1年生の場合は、中学生にならなくても小学校のときですので、中学入学前には当然支給されますので、入学前の対応ができておりました。

こういうことに鑑みまして、国は、昨年の平成29年3月31日だったと思いますけれども、 国の補助要綱を改正いたしまして、補助対象に就学予定者の保護者ということでこれを追加しま して、小学校の入学年度開始前にも支給ができるようにしたところです。

また、あわせてこの補助金の補助限度単価、小学校・中学校ともに前年比で約2倍に倍増して、 このことを都道府県の教育委員会に通知をしたと承知をしています。

こうして制度改正が行われまして、そのことが今年度当初に各市町村に通知をされたところで すけれども、文部科学省は、このことによって今年度、来年入学する小学校1年生の子供たちに 就学前支給がされるのかどうか、去年の6月に調査をしたと伺っておりますが、その調査結果について山梨県の市町村はどういう対応だったのか、まずお伺いをします。

嶋﨑義務教育課長 今年度までに実施済み、あるいは今年度中に実施する自治体は、小学校を対象にしたものが 12自治体、約43%。中学校を対象にしたものが15自治体、約54%になっております。 なお、これ以外にも移住対策等で義務教育に係る教育費の無償化に取り組んでいるところもありますので、実際、未実施のところは、かなり減ると思います。

安本委員 市町村で半分程度は対応してくださっていると思いますけれども、私もちょっと確認させていただきましたけれども、甲府市はもともと従前から市独自で対応していただいていたと思いますが、実際には規模の小さい町村でまだ行われていないところがあるのだと思います。実際の対象になる家庭からすれば、かなり比率的にはたくさんこの制度が活用されたような気もするのですが、そういうことも含めて県教委としては、どのようにこの調査結果を受けとめられておりますでしょうか。

嶋﨑義務教育課長 必要とされるところに必要な対応ができないことは遺憾だと思います。

また、県内で差があってはいけないと思いますので、まだ未実施のところにつきましては、今後、さらなる取り組みを進めていきたいと思っております。

安本委員 文科省のほうも、この調査結果を受けてさらにこの取り組みが進むように、さらなる通知も出したと聞いているのですけど、それを受けて県の教育委員会としてどういう対応をしていただいたのかお伺いをします。

嶋﨑義務教育課長 県では、国の通知を昨年12月に受けましたので、これを市町村に周知し、取り組みの推進 をお願いしたところです。

> また、国では、新たに本年2月に市町村ごとのデータを公表いたしましたので、こうした状況 を踏まえて、再度、全市町村に周知したところでございます。

安本委員 迅速な対応、ありがとうございます。

通知が来てもいろいろなところ、役所内でも回覧とか、供覧されると思いますけれども、トップのところに伝わるのが一番かなと思うわけです。

これは、やろうと思ってすぐできることではなくて、市町村も制度改正をしなければいけない、 条例をつくっているところは条例改正もしなければなりませんし、それから、来年度からやろう とすると、来年度予算プラスもう1年分、1年生の部分が必要になりますので補正予算の対応も していかなければいけないという段取りもあると思っています。

通知はしていただいたところですけれども、私は、ぜひ新年度が始まりましたら首長さんを集めるとか、教育長さんが集まるとか、そういう担当者の会合もあろうかと、県の事業の説明会もあろうかと思いますので、もう一度、その取り組みが進むように県教委としても働きかけをお願いしたいと、年度当初の説明会等やっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

嶋﨑義務教育課長 これまでの取り組みによりまして、来年度以降実施の拡大はある程度見込まれますけれども、 就学援助につきましては、保護者が必要なときに支援金の支給を受けられることが望ましいと考 えております。

このことから入学前支給をさらに推進していきたいと考えているところです。

具体的に言えば、明年度、年度当初に実施している地教委訪問がありますので、そういった機会を使っての説明、また市町村教育長会議もありますので、関係資料を配ったり、あるいは政府の具体的な内容を紹介したりすることによりまして、さらなる周知と推進を図ってまいりたいと考えております。

安本委員 ありがとうございます。ぜひ、来年度、全て県内対象の家庭に届くようによろしくお願いして、

質問を終わります。

# その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に 委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・1月22日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

教育厚生委員長 望月 利樹